

翻訳

フィリップ・サニャック著

「フランス革命における民事立法」(3)

フランス近代法研究会

第二章 身分証書

第一節

家族立法全体は、家族関係に依存している。これらの諸関係は、さまざまな証書によって認定される。そこにこの証書の重要性がある。すなわち人の生涯におけるあらゆる状況について証明するためには、これらの証書を作成し、注意深く保管する必要が生ずる。誰が各人の民事上の身分を認定する権利を有するか。国家なのか、それともそれ以外の権力なのか。このようなことが、革命の下で提起された問題である。聖職者は、何世紀にもわたって市民の民事上の身分の絶対的支配者であった。革命家たちは、この権限を聖職者から取り上げ、国家にそれを付与することを念願した。

フランス革命における民事立法

君主政の下でも、この問題は提起されてはきたが、根本的に解決することができなかった。王権は、教会および教皇と同盟を結んでいたので、聖職者から洗礼、婚姻および死亡を認定する権利を取り上げることなど、思いもよらなかった。

王権は、聖職者にこの権利を認め、そして、非常に古い慣習法を利用して⁽¹⁾。しかし、他方で、王権は、正確で統一的な認定(方法)および身分証書(acts de l'état civil)の完全な保存を達成するために、厳格な管理を行うことを欲した。国王は、(そのために)あらゆる手段を尽くした。国王は、まず、登録簿の(太字体で書かれた)厝本^①(les grosses)を国王裁判所の判事または書記に送付することを命じ、次に、⁽²⁾

王は、新しい官職株保有者⁽²⁾(officiers) すなわち、登録簿保管書記(greffiers conservateur des registres)を置いた。⁽³⁾ところが、これらの新しい官職は、教会の人々によって獲得され、独占されてしまった。そこで、国王は、登録簿管理官(contrôleurs des registres)を設けた。⁽⁴⁾もつた、登録簿抄本管理官(contrôleurs des extraits des registres)を設けた。⁽⁵⁾国王は、このように絶えず新しい官職株を創設し、ついに、交代制の保存・保管書記(greffiers-gardes conservateurs alternatifs)を置くに至った。⁽⁶⁾

しかしながら、聖職者は、これらの王令および王示の施行に常に反対し続けた。一五八五年、一六三五年、一六七〇年および一七一〇年の聖職者会議において、彼らは、激しく不満を述べた。⁽⁷⁾聖職者は、諦めたかのように見えたとときでも、実際は、以前と同様に好き勝手に振る舞っていた。そこで、王は、新たに置いたすべての官職を廃止し、すべての登録簿を、当初のように判事または書記に送付することを命じた。⁽⁸⁾王権は、このように立法作業を続けたが、徒勞に終わった。さらに、一七三六年には、一六六七年と同様に、王権は、いくつかの地域で行なわれていた慣習を一般化し、聖職者に

二つの公署登録簿を保存するように命じた。この場合、その二つともへの当事者の署名を要するとした。⁽⁹⁾各登録簿は、さらに二つに分割されて、その一つは、死亡用にあてられた。しかし、これもまた徒勞であった。⁽¹⁰⁾国王による王令、王宣(declaration)および王示、国王顧問会議(Conseil du roi)および高等法院(cour du Parlement)の判決、民事代官(liutenant civil)の命令および判決(sentence)も、しばしば死文化していった。⁽¹¹⁾

(このような)聖職者たちの無視はやまなかつた。司祭は、個人の利益を深刻な危険にさらす偽せの文書の作成に関して責任ありとされた。彼らは、身分証書の子どもの身分に関して恣意的な解釈を付け加えることさえもした。⁽¹²⁾王国裁判所書記課への規則的な送付も怠った。ついには、時として、いくつかの地方では、数年分の登録簿が永久に失われた。⁽¹³⁾身分証書は捏造されたり、その保存もいがかげんなものであった。教会は、世俗権力の干渉をひどく恐れていた。すなわち、教会は、世俗権力が身分証書の監督からその作成へと進むことを恐れたのである。事実、非カトリック教徒に対して一七八七年に王権が行ったことがこれであった。⁽¹⁴⁾しかし、王権は、

身分証書を世俗化させることに關してまだ十分に自由でも強力でもないと感じていた。教会は何世紀も前から登録簿を握っていた。登録簿は、王権神授説に基づく君主政の側が取り上げることなど夢にもできないほどの伝統的な占有物であった。ただ、フランス革命のみが身分登録簿の世俗化を企てることができたのだった。

一七八九年、国民はこの大改革を夢想だにしていなかった。いくつかの陳情書だけが「法が遵守されず、かつ執行もされなかったため、家族が遺産を相続しえなかったことが、数多く生じた。(このため)家族の保全と平穩のため、また家族に遺産の相続を保証するため」、王三・王命を嚴格に執行することを要求するに止まった。その他の陳情書では、婚姻特免の廃止が要求されている。この要求は、金持ちにとってある種の支障を取り除いてやるものだが、貧乏人にとっては、結婚の妨げとなることは相変らず続くのである。⁽¹⁵⁾あるいは、少なくとも、この特免状の交付、それもローマ教皇庁によるものではなく、司教によるものを要求し、さらにできるかぎり無料で交付されることを要求している。⁽¹⁶⁾(以上のように、陳情書では)個別要求しか表明されておらず、一般理論は見当らな

い。おそらく、人々は、ローマのくびきから逃れることは考えたが、完全に宗教から離脱することをまだ望んではいなかった。

第二節

世俗化という考えが、ブルジョワ階級のエリートの間には、ひろまっていかなかったわけではない。憲法制定議会の議員たちは、個々の人間をカトリック教会から解放し、カエサルのはカエサルに、神の物は神に返すことを、またキリストの教えを顧りみず、勢いの赴くままに、教会が、キリスト教世界において、創造し、かつ、注意深く守り続けてきた俗界と宗教界との混同をやめさせることを望んだ。さらに、議員たちは、哲学理論に依拠して、いかなる人間についても、キリスト教徒と(しての側面)と市民と(しての側面)とを分離して、前者には教会の戒律を、後者には国家の法律をしかもそのみを、適用することを望んだ。しかしながら、二つの権威の境界は、往々にして不明確であり、また諸王令自体がその混淆と混同をししばしば永続させ、かつ、権威づけさえしていた。それ故に、(議員たちの意図する)仕事は、困難で

はあるが、為し遂げなければならぬものであった。議員たちは、逡巡することなく、この仕事に着手した。

すべての（身分に関する）民事行為のうちで最も重要なものは、婚姻である。その他は、たんに、認定を要する事実にすぎない。婚姻だけがまさしく行為であり、また、そのようなものとして、非常に複雑な立法によって規制されていた。

婚姻の概念自体を全面的に改めることなしには、婚姻を認定する権利を教会から剝奪することはできなかった。実体を変えることなしに、形式を変えることはできない。したがって、まず、婚姻に関する立法を検討し、ついで、それについての一般原則を考察し、かつ、論じなければならない。

教会法は、婚姻を、一つの秘蹟として、また教会を仲立ちとするイエスとの結合の象徴とみなしている。その結合は、神によって設けられた、永遠の分離できないものであり、神の御業に結び付けられている、終りのない、かつ、完全な性質によって特徴づけられている。教会が婚姻に適用する主たる原則は、（婚姻）が秘蹟であるという性質から導き出される。教会だけが絶対的婚姻障碍を創設することができ、教会自身の法律によって婚姻の結合を規制することができるとい

う主張もまた、そこから導き出される。すなわち、それは、婚姻適齢については、男子一四才、女子一二才と定め、⁽¹⁸⁾ 当事者の単なる合意、⁽¹⁹⁾ 教会法典の定める四親等までのすべての血族関係の不存在、⁽²⁰⁾ 小教区の主任司祭および証人二人の結婚式への出席を必要とした。⁽²¹⁾

王権が教会法を補足するために、新たな婚姻障碍を付け加えたのは確かである。すなわち、子どもの婚姻につき、その両親の同意が、男子は三〇歳、女子は二五歳まで、必要とされた。しかし、一方で、王権は、宗教改革派やガリカニズム⁽⁷⁾（が強大になるといふ）危険に対処するため、ローマ教会の原則を維持すること、および、神聖な結合に公示を不可欠なものとするに努めた。王権とローマ教会という二つの拮抗する権力は、ここでは互いに支えあっていた。⁽²²⁾ 婚姻は、依然として本質的に秘蹟であった。婚姻は、二人の証人の面前において司祭によって司式され、司祭が各自の登録簿に基づいてこれを認定した。そして、この婚姻の司式および認定は、教会法の要件をすべて満たす者だけが行うことができた。

それにもかかわらず一六世紀以降には、宗教改革者と思家は、婚姻を一つの人間的制度にすぎないとみなすに至った。

第三節

ルターは、婚姻は「他のすべての肉体的な業と同様、宗教外の、世俗的な事柄である」⁽²³⁾と考へた。カルヴァンは「婚姻は、農業、建築業、または理髪業と同様、秘蹟となりうるものではない」⁽²⁴⁾と考へた。ジャンセニスト⁽²⁵⁾、ガリカン派、およびジャン・ド・ローノワとジェルベからポティエとデュランマイヤンヌ⁽²⁶⁾にいたる啓蒙思想家や法律家すべては、婚姻を純粹な契約とみなした。彼らは、教会が確立しようと努めてきた區別を横取りし、それに全く違つた内容と意義を与へた。婚姻における不可欠な要素、それは、契約であること、また秘蹟は、それに先行する実質である契約が身にまとう形式以外の何ものでもない、と主張するに至つた。それゆへ、彼らは、ローマ法の諸原則を援用した。すなわち「婚姻は同棲によつてではなく、合意によつてつくられる」⁽²⁶⁾。長年にわたるカトリック教会の束縛からの個人と国家の解放を熱望した哲学、そしてローマと教会法とによるあらゆるくびきを断ち切ることをのみを考へているプロテスタンティズムとガリカニズムは、婚姻をその本質においてもその形式においても変質させようとした。国家の教会からの独立、信仰の自由は、この変質を要求した。

フランス革命における民事立法

一七八九年八月二日、憲法制定議会は、聖職に関する委員会⁽²⁷⁾を創設した。この委員会は、憲法委員会と協同して人の身分(制度)の改革を目指すものであつた。憲法制定議会は、八月二〇日に、一五人の委員を任命した。⁽²⁸⁾委員会は、直ちに婚姻に関する審議を開始した。

八月四日以降、憲法制定議会は、数多くの陳情書の要望に應へて、今後、司教区所屬の信者は、(当時ローマ教皇庁から交付されていた)特免状の交付を司教に要求しなければならぬし、しかもそれは無料で交付される旨を決定した。⁽²⁹⁾聖職に関する委員会は、もしくははこの委員会の中でも最も大胆なメンバーは、始まつたばかりの事業をさらに発展させて、国家による特免状のみを存続させるため、婚姻に関するあらゆる特免状を廃止し、司教の特免状すらも廃止しようと思つた。ついで、ここでもまた相変わらず、デュランマイヤンヌは、一二月三日、聖職に関する委員会において、婚姻の諸規則を定めるため、教会側と協議するよう提案した。しかし、聖職者たちは、いっこうに耳を貸さうとはしなかつた。⁽³⁰⁾彼らは、

この提案に応じることが危険であると感した。それから、彼らは、憲法制定議會の諸改革、ことにマンモルト財産の世俗化に対して強い不満を抱いていた。しかし、聖職に関する委員会は、作業を続行し、教会権力の協力なしに、婚姻について単独で立法する旨を提案した。

しかし、国家は、婚姻に関して、単独で立法する権利を有するの。換言すれば、婚姻は、その性質上、世俗的権力に従う単なる契約なのか、または秘蹟、したがって教会の権威によつて支配されるものであるのか。ここには、相変らずの宗教界と俗界との境界をどこにおくか、という困難至極な問題がある。

聖職に関する委員会と国民議會とは、この神学の領域にためらわずに突入した。教会は、デュランマイヤヌ、カミューおよびトレヤール^⑭に対し、その理論を対置しなければならなかった。そこで、論争を予期し、また議會が教会財産の世俗化および聖職者民事基本法^⑮に関して定めたあらゆるデクレに不満な教会は、脅威に曝されている教会法およびその権威を、かつてないほど抜かりなく防衛した。教会は、婚姻に関して定めた禁止条項および障碍条項を、すべての忠実な信者に對

し強制しつづけた。教会は、多くの婚姻を遅らせまた妨害した。サン・シュルピス教会の司祭は、テアトル・フランスの役者であるタルマ^⑯に対し、婚姻の祝福を拒絶し、教会が、役者を音楽家の名の下に結婚させて、一般に潜脱することのできた禁止条項を、あらためて適用した^⑰。教会法の諸戒律の厳正な遵守が強化されるに伴い、多くの家族は、内縁関係の下に生きることを余儀なくされた。その結果、多くの不満が国民議會に訴えられるに至った。(国民議會は)、直ちに決断しなければならなかった。

それゆえ、聖職に関する委員会は、婚姻特免状および婚姻の障碍に関するデクレ草案を準備した。一七九〇年一二月三十一日の国民議會において、議長は、委員会草案を翌日の會議の議事日程に載せる予定であると告げた。ベティオン^⑱、ブシュは、その取り扱いには微妙で、困難至極で、危険な問題があり、しかもこのことに気付いている議員はほとんどおらず、もつと他に、より差し迫った討議すべき問題があると主張した。したがって、彼らは、立法期日の延期を要求した。議會は、期日を定めることなくその審議の延期を宣告した^⑳。

二 しかし、草案の審議を延期したところで、日々現実か

ら生じてくる、より重大で、かつ、より多くの困難を避けて通ることはけつしてできなかった。聖職者民事基本法が生み出した思いがけない結果は、国民議会にその問題の再度の検討を余儀無くさせるに至った。聖職者民事基本法に基づく宣誓を拒んだ聖職者は、忠実な信者に対して、宣誓司祭(Pretr's assermentes)の前で婚姻をしたり、彼らの子供に洗礼を受けさせることを妨げるために、あらゆる影響力を行使した。カトリック教徒は、聖職者民事基本法に従う主任司祭の面前に赴くことを拒否した。少数ではあるが、無視できない数の人たちが、かくして法律の埒外に身を置き、民事上の権利と参政権との享受を自ら拒否した。パリ市庁(Corps municipal)は、国民議会に対して不服を申立て、一七九一年五月一〇日、その名において請願書を提出する権利を国民議会に要求した。議員たちの多くは、なおもその請願および問題を回避しようとした。

しかし、国民議会はまさにこの日、請願権はすべての個人に帰属すると宣言したばかりであった。それゆえ、パリ市長のバイイに、五月一四日の会期で見解を述べることを認めた。彼は、フオンテーヌ・ド・グルネル地区の警察の報告に基づ

いて、カトリック教徒が宣誓拒否司祭による洗礼を秘密裡に子どもたちに受けさせ、その結果、彼らから私法上の身分までも奪ってしまったと述べた。彼は、複数の宗教が共存し礼拝の自由が宣言されている国家においては、宗教と法とを区別する必要を強調した。彼はまた、市民の私法上の身分を世俗化するため、出生、婚姻および死亡の認定を受理する吏員にそれらを託することを定めるデクレの制定を請願した。そしてこの吏員は、様々の宗教的見解から独立し、かつこれらすべての見解と両立し得る方式で、これらの事実の届け出を受理するものとした。聖職に関する委員会の構成員であるラシジュイネは、バイイを支持して、法律が必要となるであろうし、六ヵ月以上も前からそれを準備している聖職に関する委員会は、法律(案)を国民議会からの要求があれば、いつでも提出できる状態にあると付け加えた。ゴンベールは、月並みな議論、すなわち、国民議会はより差し迫った検討すべき課題を抱えているし、また、このような重大な改革については国民感情が十分に熟しているとはいえないし、さらに、次の議会への繰り延べだけが今後なし得る唯一の方策であると反論した。しかし、それは無駄であった。国民議会は聖職

に關する委員会の報告を五月十七日の議事日程に上程することとを決定した。⁽³²⁾

* 本号の翻訳にあたっては、野田良之『フランス法概論』上巻(有斐閣、一九六〇年)、『ユヂン』(瓜生洋一他訳)『フランス革命年代記』(日本評論社、一九八九年)、『Grand Dictionnaire universel du XIX^e siècle, (Paris); Petit Robert t. 2 SNL-Le Robert 1980.

また、訳文中()を付したものは、訳者が適宜補ったものである。さらに、改行についても必ずしも原文通りではなく、これも、訳者が適宜行ったものである。

- 原注 (一) 一五三九年の王命。 Isambert, *Recueil général des anciennes lois françaises* (Paris, 1827), XII, p. 610.
- (2) 一五七九年の王命。 *ibid.*, XIV, p. 423. (以下、原書二五九頁 1・2)
- (3) 一六九一年一〇月の王命。 *ibid.*, XX, P. 141.
- (4) 一七〇五年六月の王命。 *ibid.*, p. 466.
- (5) 一七〇六年一〇月の王命。 *ibid.*, p. 490.
- (6) 一七〇九年八月二二日の王命。 Archives nationales (国公文

書館。以下、Arch. nat. と略す) AD ii, 12.

(7) 一五八五年の聖職者会議 (Assemblée du clergé) 議事録 t. I, p. 365; 一六三五年。 t. II, p. 749; 一六七〇年。 t. V, p. 78; 一七一〇年。 t. VI, p. 1120.

(8) 一七二〇年七月の王命。一七二六年二月の王命(一六九一年一〇月および一七〇五年六月の王命により、国王の裁判所、同輩公 (duché-pairie) (フメリック二世が叙して以来の公爵の最高位。パリ高等法院に参集し、自分たちの係争を同輩公のみで裁くことができる特権を有する) 訳者注。ユヂン。前掲書三〇頁参照) の裁判所およびその他の裁判所の所在する王国のすべての都市をめぐって創設された、洗礼、婚姻および埋葬に關する登録簿の保管書記および管理官の官職株を廃止し消滅せよ(。)

(9) 一七三六年四月九日の王命。 Isambert, *op. cit.*, XXI, p. 405.

(10) 一七四六年七月二二日の国王顧問会議の判決。 Arch. nat. AD ii, 12.

(11) 以下これまで引用してきた国王の王命 (acte royal) などに加え、以下参照。一七七八年三月七日および十一月二四日の高等法院判決。一六六九年二月七日および一七〇六年八月四日の民事代官に關する王命。一七三二年七月二十七日および一七五五年三月三〇日の民事代官の判決 (sentence)。 Arch. nat. AD ii, 12. (以下、原書二六〇頁一〇〇)

(12) 解釈を禁止する王宣(一七八二年五月二二日)。 Isambert, *op. cit.*, XXVII, p. 190.

(13) 一七三八年から一七六二年まで、フジニャー地方のサンフスタールの司祭は、身分登録簿の保管を怠った。一七七二年五月二六日の高等法院の登録簿の抄本。 Arch. nat., ADii, 12 ヲルカントでは、

一七七一年から一七八五年までの登録簿が紛失している(原文は一七七一年から一七八五年となっているが誤植ではないかと考える一説者注)。Arch. nat. Dii. 87.

(14) ホッケー小教区(ブリの市壁外地区)の陳情書一八条 Arch. *chies parlementaires de 1787 à 1860* (以下 A. P. と略す) IV, p. 718.

(15) ミリテファン地区(district)第三身分の陳情書二七条 A. P. V. p. 316. ミンブンの第三身分は國家が特免状を交付するよう要望してゐる。

(16) これがもっとも多く見られる要望である。(以上「原書二六一頁一—五」)

(17) トリェント公会議第二四会期「婚姻の秘蹟の教へ *Doctrina de sacramento matrimonii*」リオン版一六七五年一九三頁。公会議決定条文一:「キリシ教令ノ七ツノ秘蹟ノ一ツガ主イエスキリストノ正統定メラレタモノデナク、人間ノ手ニヨリテ教會ノ中デ作ラマセト申ウ者ガアレバ、神ノ恩降ニ浴スルコトアタワズ、破門サレルベシ」(貴田兎文学部助教授訳)(原書二六一頁—二)

(18) エスキニマヌスによつて定められたこの年齢は、教會によつて認められた。タレヨリウス九世(東ローマ帝國皇帝、在位五二七年—五六五年一説者注)編の教令彙集。IX, IV, 11, 10.

(19) トリェント公会議第二四会期第一章冒頭 Pothier (Robert Joseph, 1699-1772。法律学者。その諸著作は「フランス民法典」で有名な影響を及ぼした一説者注)「婚姻の契約 *Contrat de mariage*」I, n° 321.

(20) マチラン公会議(一二二五年)。Pothier *ibid.*, I, n° 146 參照。

(21) トリェント公会議第二四会期決定条文第一章「三項目の公告」

フランス革命における民事立法

後、「神ノ前デノ婚姻ハ以下ノ如ク執行サレルベシ。司祭……我ハ、父ト子ト聖靈ノ御名ニ於テ汝ララ夫婦トナセリ」ト宣言ス(貴田兎文学部助教授訳)

(22) 一六九七年三月の王示参照。「既重なる聖なる公会議では、婚姻の秘蹟にとつての本質的儀式として婚姻契約をする者たち自身の主任司祭の出席を定めているので、我が祖宗歴代の王は、数多くの王令により、いとも賢明なこの規定の執行を認可してきた」。契約者自身の主任司祭の立会に關しては、一六九七年六月一日の王宣参照。「主任司祭以外の司祭の前で契約した者は、教會法または王令に定める形式に従つてこの婚姻を復権させるために、大司教または司教の前に出頭しなければならぬ」。Arch. nat. ADii. (以下「原書二一六三頁一—五」)

(23) ルター(Luther)「結婚生活」の序 De la vie matrimoniale (éd. allemande de Wurtemberg) VI, p. 6.

(24) 「キリスト教綱要 *Instit. chret.*」liv. IV, chap. XIX p. 34.

(25) 一七世紀の「ジャン・エ・ローノ(Jean de Launoy)は「ルポンスの博士」「婚姻に関する國王の權力 *Pouvoir du roi en ce qui concerne le mariage*」ポチエ(Pothier)前掲書 t. I, au début。ポチエ(Portalis)「フランスメントの婚姻の有効性」の序の序 Consultation sur la validité du mariage des protestants (一七二〇年)。

(26) ポチエ(Pothier)前掲書 liv. 5 は「ロヴァンブームスの原則を引用。デュランド・マリヤン(Durand-Maillane)の報告書は「同じくこの原則を引用」A. P., XXVI, p. 166.

(27) Duvergier, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, réglemens et avis du Conseil d'Etat de 1788 à 1824*, Paris, I, p.

43.

- (28) Durand-Mailane, *Histoire apologetique du Comité ecclésiastique de l'Assemblée nationale*, Paris, 1791, p. 2. (以下「原書」二六四頁一—六)
- (29) 一七八九年八月四日のテトラ、第二二条。
- (30) Durand-Mailane, *op. cit.*, pp. 280-283. (以下「原書」二六五頁一—二)
- (31) タルマ氏の請願(一七九〇年七月二日)および本件に関するキロン・ド・マンヌの報告。Arch. nat., AD XVIII c. t. 160. A. P., XXVI, p. 186.
- (32) A. P., XXI, p. 745. (以下「原書」二六六頁一—二)
- (33) A. P., XXVI, pp. 77-79. (原書二六七頁一)

訳注① 訴訟法上の用語で、太文字で(en gros)書かれた執行力ある判決書あるいは書類の(expédition) (正本)である。執行力ある正本と訳す。法務資料第三四一号「フランス執行吏制度」(法務大臣官房調査課)〔昭和三年三月〕一九五頁。

② これは、王によって任命され(lettre de provision d'office) (命令)を授けられる。命令によって一定の官職(office)が授けられ、その職務の内容は別に王令をもって定められる。この官職はかなり早期から國王によって売却され、後に官職の売買は王権により制度化されるに至る。この制度化の後、官職を買取った者は、それを転売し、または相続(世襲)させることができるようになる。野田・前掲書三一九—三二三頁参照。

③ フレヴォ・ド・バリ(アンシアンレジームにおけるパリ市長職)の下にある代理官職の一つ。民事裁判の判事を務めた。また、民事

上の請願を処理し、家族の問題の処理にもあたった。

- ④ 本訳稿(1) (大東法学三巻一、一九九三)一〇五頁上段参照。
- ⑤ 例外的に権利を認めること。この場合、ローマ教皇が発するもので、婚姻に関わるものである個々人の生育の度合いを勘案した上、法定の婚姻年齢に達しなくても婚姻を許可する制度のことである。この制度は、婚姻可能な条件として、職業その他の制限を付したため、様々な問題が生じた。

⑥ 一六世紀初めに始まったフランスにおける宗教改革の動きは、最初はカトリック教会内部の動きであってローマ教会に対抗するものではなかった。しかし、ファレル(G. Fare)やベルカン(L. de Berquin)の指導の下、強力な組織的運動となったために、激しい弾圧がこれらに加えられた。こうした弾圧の中でも改革運動は急速に広まり、やがて、カルヴァン(Calvin)を中心とした組織的な宗教改革運動がフランス全土に展開されるようになり、宗教戦争をも引き起こすこととなる(野田 前掲書四三三頁以下参照)。

⑦ gallicanisme フランス教会の自由(Libertes de l'Eglise gallicane)とも呼ばれ、フランス教会に対する教皇の権力を制限しようという考え方である(野田 前掲書四三三頁以下参照)。

⑧ この時代、理髪師の中には、外科医も兼ねているものがいた。それは、床屋医者(と医者床屋)とわかれていた。床屋医者は、床屋を第一の仕事とし、瀉血(皮肉を切つてむだな血や悪い血を出すこと)をしたり、傷口をなおしたりすることが許されていた。医者床屋は、折れた骨をついたり、手足の切断手術をすることができた。カルボニエ著 藤川正信訳「床屋医者」福武文庫参照。

⑨ ジャンセニスムは、イブルの司教であったコルネリウム・ジャンセンの教説に基づく神学的運動であり、恩寵論をめぐる主としてイ

エズメス土との信仰上の論争である。その立場に立つ司教をジャン・セニストという。ジャン・セニスムは教皇から終始認められなかったが、わけても一七一三年教皇クレメンス十一世により完全に禁止された。しかし、これに不満な何人かのジャン・セニストである司教は、ガリカニスム（前注の参照）に依拠して反対の主張となえた。野田前掲書四四〇―四四一頁参照。

⑩ 原注（19）参照

⑪ DURAND de MAILLANE, Pierre-Toussaint (1729-1814) 教会法学者。憲法制定議会・国民公会議長。ユクスリアン・プロヴァンスの高等法院付弁護士。全国三部会代表に選出され、聖職者に關する委員会の有力メンバーとなる。聖職者民事基本法の起草者の一人。婚姻の世俗化に尽力した。

⑫ 一七八九年八月二〇日、憲法制定委員会において設置が決定された。この委員会は、主として教会問題を扱うために設置された。当初委員は、二人の司教、三人の修道院長、数人の「愛国派」（デュラン・マイヤンヌ、ランジュイネなど憲法制定議会の改革派議員）から構成された。一七九〇年二月七日、構成員を倍加して改革派が多数を占めた。この委員会は教会財産の国有化（一七八九年一月二日）、聖職者民事基本法（一七九〇年七月二日）などの改革を推進した。

⑬ CAMUS, Armand Gaston (1740-1804) 学殖豊かな法律家であるとともに政治家、パリ生れ、全国三部会の第三身分の代表。憲法制定議会の議員として、一七九〇年七月の聖職者民事基本法の制定に貢献。また国立文書館 (Archives nationales) の創設および管理の任を、憲法制定議会により負わされた。一七九七年まで、(総裁政府時代の) 五百人議会の議員および議長。執政政府（一七九九年―一

八〇四年）に反対した。

⑭ TREILHARD, Jean-Baptiste (1742-1810), 政治家、弁護士。憲法制定議会の議員として、聖職者民事基本法の制定に参画、国民公会 (Convention, 一七九二年―一七九五年) の議員に再選され、山岳派に属し、第一次公安委員会委員（一七九三年）。テルミドール(熱月)九日の政変（一七九四年七月二七日）後、五百人議会の議長。全権公使としてナポリに派遣され、またラシュタット (Rastadt, バーデン) 会議 (ライン左岸の掃蕩を決する会議) ではフランス代表となる。一七九八年五月六日、フランソワ・ドゥ・モシャトーに代わり総裁政府に入ったが、五百人議員辞職後一年未だ総裁になつたのは遺憾であるとして、一七九九年六月一六日に辞職を余儀なくされた。帝政下では、コンセイユ・デタ評定官、伯爵の称号を授かった。

⑮ 封建制の廃止と教会財産の国庫収用に伴い、聖職者の身分が国家の官吏に転化した。この聖職者の官制、任免規則および歳費を定めた法律。立法、行政、司法などの組織とならば憲法条項の一部として、後注⑭にあるように、一七九〇年八月二四日に国王の審署をえた。

⑯ TALMA, Francois Joseph (1761-1826), 悲劇俳優、パリ生れ、コメディ・フランセーズ座で上演されたヴォルテール作の「カホメット」が初舞台。シエニエ (M. J. Chénier) の戯曲「シャルル九世」を初演（一七八九年）。この作品の上演により、コメディ・フランセーズ座は分裂。タルマは、別の劇団を結成し、デュシス (J. F. Duches) 脚色によるオセロ、マクベスおよびハムレット等を演じた。一七九九年、コメディ・フランセーズ座に復帰し、当時、評師のわかれていたコルネイユ (Cornille) の諸作品の主役を演じ、ナボレオンの

愛顧を得た。タルマは、事物の本性と歴史的眞実に従つた舞台衣裳と発声法とを舞台に導入し、演劇を大改革した。

⑩ 本訳稿(大東法學第三卷第一号(一九九三))一〇六頁下段参照。

⑪ PETION de VILLENEUVE, Jérôme 1756-1794. 政治家。弁護士。第三身分の議員であり、一七九一年一月、パリ市長、一七九二年九月、国民公会の議長、そして最初の公安委員会のメンバーとなる。ジロンド派を支持し、一七九三年四月、弾圧されボルドー地方に逃げるが、追いつまれて自殺する。

⑫ BOUCHE, Charles-François(-1794). 政治家。プロバンス地方に生まれる。エクス・アン・プロバンスの高等法院付弁護士。全国三部会代表に選出され、新しい思想を支持し、活動した。

⑬ 聖職者民事基本法に宣誓をした聖職者。

⑭ BAILLY, Jean-Sylvain (1736-1793) 学者、政治家、アカデミー会員。一七八九年七月一日パリ市長となり、ラファイエットとともに、憲法制定国民議会において重要な役割を果たした。一七九一年七月十七日の共和派のデモの際に戒厳令を発し、シャン・ド・マルスの虐殺を引き起こし、十一月二日に市長辞任を余儀なくされた。この事件の責任者として一七九三年七月に逮捕され死刑に処せられた。

⑮ LANJURAIS, Jean Denis (1753-1827) レンヌ出身の弁護士。政治家。ブルトンクラブを設立した、これが後にジャコバンクラブとなる。共和暦三年(一七九五)の憲法制定に賛成し、元老院議員(一八〇〇年)、王政復古後には貴族院議員となる。

⑯ 原語は、法律(loi)となっているが、前述のデクレを指す。正確な名称は、Constitution Civile de Clergeで、一七八九年八月二〇日任命の聖職に関する委員会の手で立案され、九〇年五月半ばか

ら約二カ月の審議を経て、七月二二日に憲法制定国民議会で採決され、同八月二四日、國王の審署(promulgation)を得た。このように、議会の議決を経た法案は、なほ décret(デクレ)にすぎず、國王の審署をまゝ、初めて loi(法律)となる。

(代表 江藤价泰、瓜生洋一、荻原貞正、白石裕子、星野澄子)